　第８５号議案

　　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年１１月２５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

　　第１６条第２項中「１００分の２５」を「１００分の１０」に改める。

第２条　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

　　第１６条第２項中「１００分の１０」を「１００分の２５」に、「１００分の１１２．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１１７．５」を「１００分の１１０」に改める。

　　　付　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和４年４月１日から施行する。

　（説明）会計年度任用職員の期末手当に係る支給月数を改める必要がある。